

## 令和2年度

### 第12回加東市農業委員会総会（定例会）議事録

1. 開催日時 令和3年3月22日（月）午後3時00分～午後4時30分
2. 開催場所 加東市役所3階301・302会議室
3. 出席職員 事務局長 繁本 雅和 事務局次長 藤本 弘子  
主事 松岡 玲平
4. 出席委員 1)宮脇 栄一 2)萩原 雅 3)藤本 賢一 4)國井 久明  
5)下山 貞三 6)家永 義彦 7)野瀬 光 8)藤浦 春治  
9)藤本 一信 10)藤川 克弘 11)小西 輝明 12)西嶋 芳幸  
13)橋本 政明 14)内藤 秀幸 15)宮田 岩生
5. 議事録署名委員 1)宮脇 栄一 2)萩原 雅
6. 現地確認 5)下山 貞三 6)家永 義彦  
(4)高橋 強 (5)伊藤 一徳 (6)末廣 信久
7. 会議に附したる議案等
  - 1)開会
  - 2)会長挨拶
  - 3)議事録署名委員の指名
  - 4)議事

<議案>

第87号議案	農地法第3条の規定による許可について	5件
第88号議案	農地法第5条の規定による許可について	6件
第89号議案	非農地証明願いの承認について	4件
第90号議案	農業経営改善計画に関する意見について	1件
第91号議案	農用地利用集積計画の決定について	61件

<報告>

報告第40号	市街化区域内の農地法第4条の届出について	1件
報告第41号	市街化区域内の農地法第5条の届出について	4件
報告第42号	農地の貸借の合意解約通知について	9件
報告第43号	土地改良事業参加申出の承認について	1件

  - 5)その他
  - 6)閉会

事務局	<p>ただいまから、令和2年度第12回加東市農業委員会総会3月定例会を開催いたします。</p> <p>本日の出席委員は15名全員出席ですので、加東市農業委員会総会会議規則第9条の規定によりこの会議が成立しましたことをご報告いたします。</p> <p>本日出席の農地利用最適化推進委員は、高橋委員、伊藤委員、末廣委員です。</p> <p>それでは、開会にあたりまして國井会長からご挨拶申し上げます。</p>
会長	～國井会長あいさつ～
議長	<p>ただいまから、令和2年度第12回3月定例会を開催いたします。</p> <p>本日現地調査をしていただきました、下山委員さん、家永委員さん、高橋推進委員さん、伊藤推進委員さん、末廣推進委員さんありがとうございました。のちほど報告をお願いします。</p> <p>本日の議事録署名委員に1番の宮脇委員さんと、2番の萩原委員さんを指名しますので、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、議案の審議に入ります。</p> <p>第87号議案「農地法第3条の規定による許可について」を議題とします。事務局から議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	～第87号議案を朗読～
議長	続きまして、内容説明をお願いします。
事務局	<p>番号1、資料P1に申請地と譲受人の耕作地位置図をつけております。</p> <p>申請地は、譲受人の所有農地に近く耕作に便利なため、購入したいという申請です。譲受人は、現在も適正に耕作されており、必要な農業機械類も備えておられます。</p> <p>番号2、資料P2に申請地と譲受人の耕作地位置図をつけております。</p> <p>譲受人は自宅の近くで耕作地を探していましたが、申請地が売りに出されていることを知り、購入したいと申請されました。譲受人は、現在も適正に農地を耕作されており、必要な農業機械類も備えておられます。</p> <p>番号3、資料のP3に申請地と譲受人の耕作地位置図をつけております。</p> <p>譲渡人は高齢になり農業後継者もないで、長年貸付けていた耕作者の家族に譲渡したいという申請です。譲受人は、現在も適正に農地を耕作されており、管理に必要な機械類も備えておられます。</p> <p>なお、これまで譲受人の父と利用権を設定されていましたが、同一世帯の息子の名義で譲り受けことになりましたので、父との利用権は解約されています。</p> <p>番号4と5は関連していますので、一括してご説明いたします。</p>

資料 P8～10 に申請地と譲受人の耕作地位置図をつけております。

譲受人は、自己所有の畠に、営農型発電設備の設置を計画されましたが、そこだけでは狭いので、耕作地を拡大するため、隣の農地を取得したいという申請です。P8 の左端に田が 4 枚あり、中央の○○は譲受人の自作地で、その右隣○○が○○の畠、下の○○が○○の畠です。この自己所有地と残り 2 つを合わせた 3 枚に営農型を設置したいというのが後程出てきますが、左端の○○は、当初は予定されていなかったのですが○○から一緒に買い取ってほしいと要請があったので取得することになったとのことです。ちょっと離れて○○も自作地で、営農型というのはこの 2 つに設置される予定になっております。資料 P11～12 は営農計画書で、サツマイモを栽培する計画です。

営農にあたっては、譲受人の○○の家族が経営されている○○が認定農業者なのですが、こと協力をして耕作するということです。資料 P13 は、○○の区長と確約書を交わしておられまして、地区の取決めに従って協議費などは負担しますということを書かれた確約書がついております。

以上で、第 87 号議案の説明とさせていただきます。

議長 内容説明は終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はありませんか。

各委員 ~意見なし~

議長 意見がないようですので、採決いたします。  
第 87 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」は、原案のとおり許可することに賛成の方は举手をお願いします。

各委員 ~全員举手~

議長 はい、ありがとうございました。全員举手にて第 87 号議案については、原案のとおり許可することとします。

続きまして、第 88 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。

事務局 ~第 88 号議案を朗読~

議長 この件に関しましては、現地調査をお願いしておりますので、○○委員さん、説明をよろしくお願ひいたします。

現地調査委員 農地法第 5 条の現地調査の結果を報告します。

第 88 号議案、番号 1 の○○字○○番○○は、○○の北東約 330m にあり、現場は農地でありました。

続きまして、番号 2 の○○字○○番○○は、○○の北約 250m にあり、

現場は農地でありました。

続きまして、番号 3 の〇〇字〇〇番〇〇の一部は、〇〇の北東約 350m にあり、現場は農地でありました。

続きまして、番号 4 の〇〇字〇〇番〇〇の一部ほか 2 筆は、〇〇の北約 200m にあり、現場は農地でありました。

続きまして、番号 5 の〇〇字〇〇番〇〇の一部は、〇〇の北西約 400m にあり、現場は農地でありました。

続きまして、番号 6 の〇〇字〇〇番〇〇の一部は、〇〇の北西約 500m にあり、現場は農地でありました。

以上、報告を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。続いて、内容説明をお願いします。

事務局 番号 1、資料 P4 に申請地位置図、P5 に事業計画図をつけております。

申請地は、〇〇から〇〇へ抜ける道沿いにあり、申請人は周辺で太陽光発電事業を行っている事業者で、事業拡張のため購入して転用したいという申請です。資料 P5 の計画図をご覧いただきますと、申請地以上にパネルが設置してあるのですが、申請地の隣に 2 筆、元農地がございまして、そちらのほうは山林化していたため、昨年非農地証明をしたところで、すでに地目が農地ではなくなっているのですが、その土地も利用して設置したいという申請になっております。申請地は、農業振興地域の農用地外で、第 2 種農地に該当し、東播用水の決済金は発生しています。

なお、申請人が申請地付近で令和元年 7 月に許可をとられた太陽光発電は、令和 2 年 9 月に完成しています。

番号 2、資料 P6 に申請地位置図、P7 に配置図をつけております。

譲受人は会社や自宅が浸水想定区域にあるため、移転先を探しておられましたが、譲渡人が市外へ転出して申請地の売却を検討していたため、駐車場として譲り受ける話がまとまったので、申請されました。

なお、畠と市道の境界が不明なままでしたので、現在加東市土木課で地積更正と境界確定の手続きをされています。配置図の〇〇と書いてあるところが道の部分で、〇〇と書いてあるところが残りの畠の部分になります。もうすでに立ち合い等はされて今現在登記が入っているとのことですので、新しい地番がついてくるとは思うのですが、〇〇と仮の番号がうつてあるこちらが、駐車場として転用したいという場所になります。申請地は集落内に点在する第 3 種農地に該当し、農業振興地域の農用地外で、東播用水の決済金は発生しています。

番号 3 と 4 は関連していますので一括してご説明いたします。

番号 3 は、資料の P8 に位置図、P14 に配置図、P15 に工程表、P16~19 はサツマイモを栽培するということで営農計画書がついています。番号 4 は、P20 に配置図、P21 は工程表、P22~25 がこちらもサツマイモを栽培す

るということで営農計画書がついています。P26～30 は太陽光の下でサツマイモを栽培することについての知見者の意見書、P31 は地区の同意書、P32 は番号 4 の隣接所有者から同意がもらえなかつた理由を書いた疎明書、P33 は地区説明会の報告書、P34～35 は県知事と農業委員会に対する誓約書です。

番号 3 は自作地、番号 4 は議案第 87 号で 3 条許可を申請された農地で、どちらもサツマイモを栽培しながら、その上に営農型太陽光発電設備を設置したいという申請です。耕作者である〇〇は認定農業者ではないため、期間は 3 年間の一時転用となっています。

〇〇は、自作地で既にサツマイモを試験的に栽培されており、その報告書をいただきましたので本日机上に配布しております。〇〇が、今回営農型を申請されている農地の一つです。

隣接所有者は、資料 P8 の位置図の、〇〇と〇〇の間の農地の所有者で、反対の理由は「太陽光発電が嫌い」ということで、農地の耕作上支障があるというような営農上の反対理由ではないといったことを書かれています。申請地は農業振興地域内の農用地ですが、農業振興計画上の支障は無いとの意見書を農政課からいただいています。東播用水の決済金は発生しています。

番号 5 と 6 は関連していますので一括してご説明いたします。

番号 5 は、資料 P10 の位置図で、〇〇の〇〇にある茶畠で、以前から〇〇がこの一角で営農型の発電をされているのですが、その周辺ということになります。P36 に配置図、P37 が工程表、P38～40 が営農計画書で、カボチャを栽培してその上に発電設備を設置するということになっております。番号 6 は、P41 に配置図、P42 が工程表、P43～45 が営農計画書で、こちらも同じようにカボチャを栽培してその上に太陽光を設置するという計画をされています。P46～52 が知見者の意見書、P53 は地区の同意に関する疎明書で、P54～55 が県知事への誓約書で、農業委員会に対する確約書も出てきていますが、先ほどの番号 3、4 と同文ですので添付は省略させていただきました。

こちらはどちらも〇〇が所有されている農地ですが、上に設置する業者がそれぞれ異なるため別々の申請になっています。

地区の同意が疎明書になっていますが、地区のほうで説明をされました。がその場ですぐにいただけなかつたとのことで、今朝、新たに説明書を持参されたので机上に配布しております。かいづまんご説明させていただくと、地区の説明会では概ね反対というものはなかつたのですが、〇〇の〇〇で、昔に営農型ではない山などに設置されている太陽光発電の設置のときにトラブルがあつたため、地区の方が太陽光発電に対して慎重になつておられることと、近年、熊本で大雨災害があつて川が増水したことがあります、もしそのようなことがあつた場合に太陽光発電が設置されていると、農地よりも保水力が低下するため鉄砲水が出るとか土砂災害が起つりやすいのではないかと、地域の方が心配されているということです。〇〇の地区全体の役員としてはいいのではないかということですが、改めて〇〇

もう一度説明をして、もし災害が起こったときにはこのように対応しますといつたような覚書を交わしていただいてはどうかということで、それにつきましては後日また地区の最寄長と話合いをすることになったそうです。地図を作ってこられていましたので一緒に添付させていただいておりますが、右下の黄色で囲ってあるところが以前に営農型を設置されているところです。中央に黄色の四角が2つありますが、ここが今回申請されている番号5,6の場所になります。黄色の部分はいずれもカボチャを栽培してその上に営農型のパネルを設置されます。赤枠の残りの〇〇が所有されている部分につきましては、採蜜作物ということで養蜂をされる計画をされていまして、カボチャ以外の部分はクローバーを栽培されるということを検討されております。

川沿いに太陽光発電設備認定取得地とありますが、太陽光の設置をしたいとのことで経産省で認定はとっておられるそうですが、採算面がどうかとのことで、認定は取ったけれども当面設置をする予定はないということで他と同じようにクローバーで管理をされる予定だそうです。青枠は養蜂拠点整備と書かれておりまして、蜂蜜を探るための設備を今後検討されていますが、具体的な計画はないとのことで計画地となっております。

〇〇のところについては、当初、茶を栽培するということで営農型を設置されました。今回出てきているところも当初は茶を栽培するとなっていましたが、お茶を上手く育てられなかつたということで、昨年の夏に、作物をカボチャに変更されました。カボチャの出来につきましては、配布しています「営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告」のP5に載っております。昨年7月の許可後、約1300キロ収穫されたそうですが、アライグマやカラスの被害で、出荷できたのは約210キロのようです。今後は太陽光発電の架台を使って防鳥ネットを張ることです。

申請地は農業振興地域の農用地ですが、農振計画上の支障は無いことの意見書を農政課からいただいています。東播用水の決済金は発生しています。

以上で、第88号議案の説明とさせていただきます。

議長

内容説明は終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。

会長

カボチャとサツマイモどちらも水利がいらないのですか。

事務局

水はいらないことはありませんが、〇〇や〇〇が設置する太陽光発電設備は、脚がスクリューねじではなく、基礎コンクリートを置いてそこに脚を立てるようになっていますが、その面積分だけ決済金が発生します。コンクリートが置いてあるから一旦農地ではないということになります。農地全体の水利費はまだかかりますが、そこから脚を置いている部分だけ省かれることになります。一時転用の期間が終わって更新されなければ、太陽光発電も脚も全部撤去されます。撤去したことを報告すれば、東播土地

改良区は一旦預かった決済金をお返しするとなっています。

議長 他にご質問はございませんか。

委員 営農型太陽光発電のことで、今月 15 日頃に地区の区長さんから話を聞かせてもらいました。○○という地区に対しては、○○から区長宛てに「営農型太陽光発電設備に係る地域住民への事業説明結果報告」という説明書類が出ているのを見せていただきました。その中で、太陽光発電をしたカボチャには、雨水については地中浸透として作物への給水に利用しますとの説明があり、排水という考え方はないという風な地区への説明をされています。ということは、重大な降雨があった場合への対応というのは説明書に全く書かれていませんため、周辺住民としては集中豪雨などの災害時の対応についての懸念があるので、それについての対応を書面に表してもらったらどうですかねと話をしました。それについては今朝、覚書という形で持ってこられたため、一つ解決策になるのかなと思っております。

それと、地区への事業説明の結果報告の中に、太陽光発電をしたところの各地区に対する書類を○○は出されていると思いますが、「営農型発電設備を設置するにあたって、当然関係法令を遵守して実施するところではありますが、この営農型太陽光発電設備は適切な営農を実施していないと行政より発電設備の撤去が命じられます。」と、つまり営農型発電設備が稼働している間は、必ず営農を実施することとなり、適切な管理が行われることになりますと、こういった説明が地区に対してされました。ということは、適切に実施しなかったら行政から太陽光発電の撤去が命じられますので安心して下さいという文章がありますので、これを地区住民が信じるとすれば、もし何かあった場合に行政が指導してくれますよと、担保されたとなるのではないかと思います。今後、営農型発電設備の実施報告や営農活動の報告書があがってくると思うので、行政としてある程度チェックしてフォローしていくかなければ、地区のほうにはこのような証明が出てきますので、地元の人が見られて「これは適切な営農活動とは思えない。」となれば、なぜ行政は指導しないのかと言われる可能性がありますので、今後とも営農型太陽光発電設備についてはチェックをし続けていく必要があるかなと思いました。

つまり、この業者がどうとかいった話ではなく、他のところでもこういった形の説明がなされていると思いますので、今後とも営農型太陽光発電設備については営農状況のチェックというものが需要ですし、その他の災害対応を考えられるところについては、こういったことを含めてチェックが必要かなと思っております。

議長 あれだけ広い場を太陽光にされますので、やはり事務局も途中で 2 回ほど見回りに行かなければなりませんね。○○委員のおっしゃられた通り、計画して今後やっていかなければいけないと思います。

事務局 この○○につきましては、あちこちでされていますが、今現在で作物を

収穫したという実績がどのところにおいてもございません。事情を聞きましたところ、肥料をやるのに費やしたり、実際の出来高がよくなかつたということですので、今後も引き続き、毎年2月ごろに報告をいただくわけですが、それを待たずに現地の確認をさせていただいて、指導させていただきたいと思っております。

議長 他にございませんか。

委員 番号3, 4, 5, 6が一緒になるかと思いますが、○○の所有の面積が5町以上ありますので、どこでも農地を購入しようと思えばほぼできると思います。その次何が起こるかと言えば、○○の○○の畠の隣に○○があるので、○○の社長ですね、兄弟か親子か知りませんが二人が一緒になって土地を買っておられて、太陽光設備をするようになって、○○も同じ○○ですので、やはり1人の人の力で全部いくような感じがしますので、面積的にこの程度なら歯止めがきくのかといったところを分かる範囲で教えていただきたいです。

議長 この間の兵庫県の会長会では、国が太陽光発電を農業委員に推進してくれといったことが出ていますので、今言われた通りに制限はないと思います。今からは、耕作放棄地を営農型太陽光に推進してくれといった国の方針が出ておりますので、今後やはり太陽光はあちこちに出来ると思われる所以、そういう芋やカボチャがどうなるかということは確認をせざるを得ないと思っております。

事務局 面積が何haまでといった制限は特にありません。先ほど○○委員がおっしゃった通り、下で適切に営農していれば普通の農地と同じ扱いになります。ただ、法人としては持てないのであくまで個人の所有であったり、農業用の会社をもし起きたらその会社が持たれたりすることはあるかもしれません、上限いくらかとは今のところは設定されていないと思います。

議長 他にございませんか。

各委員 ~意見なし~

議長 意見がないようですので、採決いたします。

第88号議案「農地法第5条の規定による許可について」は、原案のとおり許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに賛成の方は、挙手をお願いします。

各委員 ~全員挙手~

議長 はい、ありがとうございました。全員挙手にて、本案を許可相当という

意見を付けて、県知事に送付します。

続きまして、第 89 号議案「非農地証明願いの承認について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。

事務局

～第 89 号議案を朗読～

議 長

この件に関しましても、現地調査をお願いしておりますので、○○委員さん、報告をよろしくお願ひいたします。

現地調査委員

非農地証明願いの現地調査の結果を報告します。

番号 1 の○○字○○番○○ほか 3 筆は、○○の北約 70m にあり、現場は原野がありました。

続きまして、番号 2 の○○字○○番○○ほか 1 筆は、○○の南東約 200 m にあり、現場は宅地되었습니다。

続きまして、番号 3 の○○字○○番○○は、○○の信号機から南西約 300 m にあり、現場は宅地되었습니다。

続きまして、番号 4 の○○字○○番○○は、○○の西約 300m にあり、現場は駐車場되었습니다。

以上、報告を終わります。

議 長

はい、ありがとうございました。続いて、内容説明をお願いします。

事務局

番号 1、資料 P56 に位置図、P57 に現況写真をつけております。

申請地は、○○の○○から○○の間にあり、○○と○○に挟まれた場所ですが、令和 2 年度農地パトロールにおいて原野化により非農地判定した土地です。農業委員会からの通知を受けて、地目と現況を合わせるために非農地証明を申請されています。

番号 2、資料 P58 に位置図、P59 に現況写真をつけております。

申請地は、昔から農道や宅地の一部として使用されており、昭和 62 年に圃場整備の関係で農地として換地処分されましたが、その後も通路であったということで、地目と現況を合わせるために非農地証明を申請されました。申請地は、農業振興地域の農用地外で、東播用水の決済金は発生しております。

番号 3、資料 P60 に位置図、P61 に現況写真をつけております。

申請地は、宅地のそばで農地として認識せず、昭和 50 年頃には親戚の家の庭の一部になっていたということで、今回、親戚へ土地を譲るにあたって地目が農地であると知り、地目と現況を合わせるために非農地証明を申請されました。申請地は、農業振興地域の農用地外で、東播用水の決済金は発生しています。

番号4、資料P62に位置図、P63に現況写真をつけております。

申請地は、昭和57年頃から柿畠の作業場で、平成12年頃からは出荷や来園者の駐車場に使用しはじめたということで、令和2年度農地パトロールで耕作放棄地の指導をする中で、申請地が農地であると判明し、地目と現況を合わせるために非農地証明を申請されました。申請地は農業振興地域の農用地外で、東播用水の受益地外です。

これら4件の農地につきましては、農地法第2条に規定する農地には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。

以上で、第89号議案の説明とさせていただきます。

議長 内容説明は終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。

各委員 ~意見なし~

議長 意見がないようですので、採決いたします。

第89号議案「非農地証明願いの承認について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

各委員 ~全員挙手~

議長 はい、ありがとうございました。全員挙手にて第89号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。

続きまして、第90号議案「農業経営改善計画に関する意見について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。

事務局 ~第90号議案を朗読~

議長 続いて、内容の説明をお願いします。

農政課 このたび、○○にいらっしゃいます○○が認定の更新ということで申請をいただきました。それに伴いまして、この度意見を求めていただいております。申請の内容につきましては、資料のP64をご覧ください。

お名前が○○、○○です。申請の内容ですが、①農業経営体の営農活動の現状目標、(1)営農類型としましては稲作を今までされてきてまして、今後も稲作を継続され、令和7年の目標につきましても稲作となります。(2)農業経営の現状及びその改善に関する目標ですが、現状の年間所得は200万円ですが、令和7年には602万円に目標を設定されております。年間の労働時間ですが、現状が1600時間で、目標年次には1800時間とされています。主たる従事者の人数は1人です。

続いてP65をご覧ください。②農業経営の規模拡大に関する現状及び目標です。(1)生産についてですが、山田錦が現状327a、目標350a。コ

シヒカリが現状 117a、目標 98a。きぬむすめが現状 175a、目標 294a。ヒノヒカリが現状 192a、目標 232a。きぬむすめの加工用米が現状 0a、目標 276aにしていくとのことです。合計、現状 811a のところ 5 年後には 1,250a を目指されることとなっています。(2) 農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業では、農作業受託が現状 63 万円ですが、目標年次には 50 万円と若干下がっております。(3) 農用地及び農業生産施設につきましては、農用地は記載のとおりです。

次に P66 をご覧ください。(3) 生産方式の合理化に関する現状と目標・措置です。現状としましては、前回の計画に基づいて経営規模の拡大を図ってこられています。それにつきまして、目標・措置ですが、集落内で貸付希望者がいるとのことで、引き続き経営規模を拡大していきたいとのことです。また、現状では異なる品種の作付により適期に収穫が可能となっておりまして、品種ごとの団地化により作業効率を向上させているとなっています。それにつきましても、引き続き異なる品種の作付による適期収穫、品種ごとの団地化による作業の効率化を図っていきたいとのことです。

次に、(4) 経営管理の合理化に関する現状と目標・措置です。現状としましては、主食用米については、販路の拡大（個人への販売）、品質向上により高価格での販売が可能になってきたとなっています。それに対する目標・措置ですが、品質に対する高評価が定着してきたため、さらに高価格で販売していきたいとのことで、少しづつ単価を上げていかれるとのことです。また、高品質を維持することで口コミによるさらなる販路開拓をしていきたいとのことです。各種助成制度、制度資金等の効果的な活用により、経営改善を図っていきたいとのことです。

(5) 農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置です。現状は、植付けや収穫作業等にアルバイトを雇用しておられます。ほ場を品種ごとに色分けした地図を作成することで、効率よく作業を行えるよう作業管理を行っておられます。目標・措置としましては、面積の増に伴い、アルバイトをさらに雇用するとのことで、集落内で作業を手伝える者がいらっしゃるそうです。

次に、(6) 他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置です。現状としまして、現在は息子さんが農業の手伝いをされています。こちらについては、現在他にも仕事をされていますが、経営継承に向けて農業経営の法人化について検討を開始していきたいとのことです。

P67 をご覧いただきましたら、現状と目標年次の農業用機械を記載しております。トラクターとコンバインを新規に導入される計画をされています。

P68 は収支計画です。山田錦の経営規模ですが、現状が平成 31 年になりますが 1 年目の令和 3 年については若干作付の減少が起こっていますが、その後また農地を貸付する方がいらっしゃいますので、3 年目からは若干増の 350a となっています。コシヒカリ、きぬむすめ、ヒノヒカリとこのように品種を分けることで、刈取作業の日程が被らないように作業されています。きぬむすめの加工用米についてですが、令和 2 年産から

されておりまして、それを引き続きされていきたいとのことです。農業経営費ですが、面積に伴いまして、それぞれ原材料費等、増加しているとなっています。5年後の令和7年には600万程度の所得を目指されているといった計画になってています。

市としましては、こういった形で妥当な計画を立てていただいていると思いますので、ぜひ認定していきたいと考えています。よろしくお願ひいたします。

議長 内容説明は終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見ございませんか。

会長 息子さんがほとんどしているのか。

農政課 かなり息子さんが農業に入っていかれていて、今回は認定の更新に伴いましてご相談等された中で、また5年後くらいには農業をしっかりとやっていきたいと考えておられます。

議長 他にご意見ございませんか。

各委員 ~意見なし~

議長 意見がないようですので、採決いたします。

第90号議案「農業経営改善計画に関する意見について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

各委員 ~全員挙手~

議長 はい、ありがとうございました。全員挙手にて第90号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。

続きまして、第91号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。

事務局 ~第91号議案を朗読~

議長 続きまして、内容の説明をお願いいたします。

事務局 議案書P7の1番から3番までが、賃貸借権の新規設定で、4番からP10の23番までが、賃貸借権の更新です。

続いて、P11の24番からP13の41番までが、使用貸借権の新規設定、続いてP14の42番からP17の61番までが、使用貸借権の更新となっております。

全体がP6の集計表で、賃貸借権が23件、58筆、81,673m<sup>2</sup>、使用貸借権の設定が38件、101筆、101,789m<sup>2</sup>、合計61件、159筆、183,462m<sup>2</sup>に

利用権が設定されまして、3月31日付の公告になる予定です。  
以上で、第91号議案の説明とさせていただきます。

議長 内容説明は終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見ございませんか。

各委員 ~意見なし~

議長 意見がないようですので、採決いたします。  
第91号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

各委員 ~全員挙手~

議長 はい、ありがとうございました。全員挙手にて第91号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。  
続きまして報告事項に入ります。報告第40号「市街化区域内の農地法第4条の届出について」事務局より朗読をお願いします。

事務局 ~報告第40号を朗読~

議長 続きまして、内容説明をお願いします。

事務局 番号1、資料P69に位置図をつけています。  
申請地を、一般住宅と駐車場用地にする届出を受理しました。既に昭和44年頃に造成してしまっているとのことで、始末書を付けて届出されています。  
この届出については、添付書類等、完備していましたので、専決処理により、3月5日付で、受理通知書を交付しております。  
以上で、報告第40号の説明といたします。

議長 内容説明は終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告といたします。  
続いて、報告第41号「市街化区域内の農地法第5条の届出について」事務局より朗読をお願いいたします。

事務局 ~報告第41号を朗読~

議長 続きまして、内容の説明をお願いします。

事務局 番号1、資料P70に位置図をつけております。  
申請地を、○○にするための届出を受理しております。  
番号2、資料P71に位置図をつけています。

申請地を、分譲住宅用地にするための届出を受理しております。  
番号 3、資料 P72 に位置図をつけています。

申請地を、一般住宅用地にするための届出を受理しました。こちら先走って造成をされてしまったため、始末書がついております。  
番号 4、資料 P73 に位置図をつけております。

申請地を、分譲住宅用地にするための届出を受理しました。

これらの届出については、添付書類等、完備していましたので、専決処理により、番号 1 は 3 月 11 日付、番号 2 は 3 月 8 日付、番号 3 と 4 は、3 月 10 日付けで受理通知書を交付しております。

以上で、報告第 41 号の説明といたします。

議長 内容説明は終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告といたします。

続きまして、報告第 42 号「農地の貸借の合意解約通知について」事務局より朗読をお願いします。

事務局 ~報告第 42 号を朗読~

議長 続きまして、内容の説明をお願いします。

事務局 番号 1 は、双方合意により戦前からの小作権を解約され、解約後は借り人に譲渡する予定です。

番号 2 と 3 は、双方合意により無条件で利用権を解約し、解約後は自作される予定です。

番号 4~7 は、双方合意により無条件で利用権を解約し、解約後は借り人を変更される予定です。

番号 8 は、双方合意により無条件で 3 条賃貸借を解約し、解約後は自作される予定です。

番号 9 は、双方合意により無条件で利用権を解約し、解約後は第 87 号議案の 3 番で許可いただきましたとおり、借り人の息子さんに譲渡される予定です。

以上で報告第 42 号の説明とさせていただきます。

議長 内容説明は終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告といたします。

続いて、報告第 43 号「土地改良事業参加申出の承認について」事務局より朗読をお願いします。

事務局 ~報告第 43 号を朗読~

議長 続きまして、内容の説明をお願いします。

事務局

国営東条川二期土地改良事業につきましては、2月19日から26日まで概要公告が行われました。2月27日から3月3日までが参加資格者の農業委員会への申出期間でした。3月3日に、P23～25の52筆の農地について、15名の所有者から参加申出がありました。

土地改良事業の参加者につきましては、原則、耕作者となっておりますので、利用権や3条賃借権等を設定されている場合は借り人の方となります。所有者が農業委員会に申し出て、承認された場合は、所有者が参加者になることができます。申出の理由としては、今回の事業が老朽化した水路の改修や農地の防災措置など、農地の価値に関わる事業であるため、所有者として参加するというものです。

これらの申出につきましては、専決処分により3月10日付で承認を決定し、公告いたしております。

以上、報告第43号の説明とさせていただきます。

議長

内容説明は終わりました。届出等については完備されており、報告書のとおり専決処分の報告といたします。

以上で本日の議案は、全て終了いたしました。慎重に審議を賜り、ありがとうございました。次に「その他」に入ります。事務局からの提案があれば説明をお願いします。

事務局

さきほど、第88号議案の営農型発電設備の設置の際にもご覧いただきました「営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告」をお手元に配布させていただいておりますが、毎年2月末に前年の営農状況を報告するという条件が付けてあります。その状況が悪ければ指導や勧告を行う、最悪は許可が取り消されることがございます。適切に農地が耕作されていないとか、収量が2割以上減になると指導を行うとなっています。2割というのは地域で同じものを作った場合に平均これくらいとれるといった収量と比べて、その8割以下の分しかとれていないといった場合です。ただ、判断が難しいところでして、単純に2割以上減ったら即取消というのではなく、状況に応じて、例えば減った原因が太陽光でなければ、今後の経過を見るといったこともあります。

P1～2は、○○が○○で営農型を設置されている場所の報告です。ニンニクを栽培する計画でしたが、出荷の契約先が撤退したため、サツマイモへの変更を計画されています。昨年は土壤改良のみで、作付けはされていなかったため、今年からサツマイモを作付けしたいということで、変更申請を出していただく予定です。

P3～4は、同じく○○が○○に設置されている農地で、こちらも昨年は土壤改良のみで、今年からサツマイモを作付けするということです。

P5～6は、先ほどご覧いただいた、○○のカボチャの報告書です。

P7～8は、○○で○○が設置されている農地で、サツマイモを栽培されています。この方は加東市内では1番はじめに許可を取られたところで

すが、毎年サツマイモを適切にとられているとのことで、報告があがつております。

P9～10は、○○で○○が太陽光を設置されていまして、その下で社長さんの○○が個人で柿を植えておられます。昨年の年末に苗を植えて、育成中なのようです。ただ柿として出荷するには3年ほど育てないといけないようです。

P11～12は、○○で○○が設置されている農地で、昨年の秋に完成したところで、その下のほうを田んぼとして長らく使われていなかったので、もう一度畔とか水の排水口を作り直して自分で土地改良されています。今年から水稻を作付けするということで報告があがつております。

最後のP13の写真は、○○の○○ですが、ご自宅の裏でブルーベリーをされているようですが、報告書はまだ出されておらず、現在督促中です。写真は事務局が撮ったものですが、ご覧のとおりブルーベリーの鉢が倒れたまま放置されています。ここは、農地パトロールの際にも、ブルーベリーが営農型の下ではなく家の庭に置いてあり、不適切であると指導したところです。その後、年末に防草シートを敷いてブルーベリーの鉢を移動させましたが、風で鉢が転倒し、適切な営農とは言い難い状況ですので、どういう状況なのか説明するよう催告しているところです。こういった適切でないことが発生してきますと、もう少し強い指導や県に報告して県と一緒に指導に入っていくことが必要になってきます。先ほど○○委員がおっしゃいましたとおり、営農型というのはあくまで営農をちゃんとやっているというのが条件になっていますので、会長もおっしゃいましたとおりパトロールの機会等を捉えて、きちんと営農しているかどうか今後も確認をしていきたいと思っております。

もう一つ、お手元に「兵庫県農業・農村施策に関する意見」策定のための意見・提案・要望事項という用紙を配付しています。

こちらは、兵庫県農業会議が毎年、県に対して意見を提出するにあたり、各市町の農業委員会に意見や要望があれば出していただきたいということでお頼がありました。

項目ごとに、箇条書きでも、キーワードのみでも結構ですので、もしありましたら記入していただいて、事務局までご提出ください。ファクスでもけっこうです。いただいたご意見は、事務局で整理して、加東市農業委員会として提出いたします。年度末のお忙しい時期ですが、ご協力よろしくお願ひいたします。

事務局からは以上です。

議 長

それと、報告しますけれども、みどり公社と農業会議が4月から合併しますので、よろしくお願ひいたします。みどり公社が結局何もできないから、農業会議と一緒にになります。

事務局

今まで中間管理といってそこを通して貸し借りをしていましたが、そ

この名前が「みどり公社」から「ひょうご農林機構」に変わりますが、されることは一緒です。

これをもちまして、令和2年度第12回総会3月定例会を閉会いたします。来月の4月21日の定例会は、推進委員さんも全員出席していただいて、最後の定例会といたしますのでよろしくお願ひいたします。

会議のてん末を期して、相違ないことを認め、署名、捺印をいたします。

議長

國井 久明

議事録署名委員

宮脇 宗一

議事録署名委員

萩原 雅